爆発物の原料となり得る化学物質取扱事業者連絡会設立要綱

１　趣旨

この要綱は、爆発物の原料となり得る化学物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）に係る管理者対策を効果的に推進することを目的とする爆発物の原料となり得る化学物質取扱事業者連絡会（以下「連絡会」という。）の設立に関し必要な事項を定めるものとする。

(1)　劇物

硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム及び塩素酸ナトリウム

(2)　劇物以外の化学物質

尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム

２　設立

(1)　連絡会は、警察署ごとに設立するものとする。ただし、管内に所在する取扱事業者のうち、爆発物の原料となり得る化学物質の小売を行う者（以下「小売事業者」という。）の数が４以下の警察署にあっては、設立しないことができる。

(2)　連絡会の設立後に、管内に所在する小売事業者の数が４以下になった場合で、警察署長が連絡会を存続させる必要がないと認めるときは、連絡会を解散し、又は休止することができるものとする。

３　構成

　　連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1)　管内に所在する小売事業者

(2)　管内に所在する取扱事業者（小売事業者を除く。）のうち、警察署長が連絡会への参加を必要と認めた者

(3)　警察署警備課長

(4)　警察署警備課員のうち、警察署長が指定する者

４ 活動

　　連絡会は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)　爆発物の製造、使用等に係る事犯（以下「爆発物製造事犯等」という。）の現状の説明等、連絡会に参加する取扱事業者（以下「参加事業者」という。）に対する爆発物の製造に係る事犯の未然防止に係る啓発

(2)　不審な購入者を想定した訓練の実施等参加事業者に対する爆発物の製造に係る事犯の未然防止に向けた指導

(3)　爆発物製造事犯等が発生した場合において、それらに類似する犯罪の防止、事件捜査等を迅速的確に行うための参加事業者との協力体制の構築

(4)　その他爆発物製造事犯等の未然防止のために必要な活動

５　会議の開催

(1)　会議は、定期会又は臨時会を開催して行うものとする。

(2)　定期会は年１回以上、臨時会は必要の都度開催するものとする。

６　緊急連絡体制の整備

参加事業者に対し、爆発物製造事犯等の発生時等に迅速かつ的確に連絡を行うため、連絡会の緊急連絡網の構築、個別に連絡できる手段の確保等、緊急連絡体制の整備を行うこと。

なお、前記３の(1)及び(2)に掲げる者のうち、連絡会への参加に協力が得られない者に対しても同様の措置を講ずること。

７　庶務

 連絡会の庶務は、警察署警備課において行う。

８　留意事項

取扱事業者の連絡会への参加はあくまでも任意であり、参加の要請に当たっては、強制と受け取られないよう配意すること。